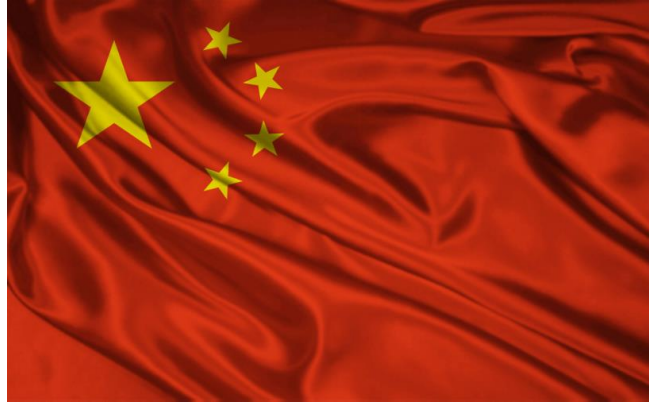




## 中国最高人民法院が船舶の差押えと司法売却に関する新しい司法解釈を公布

こちらは、英文記事「[China's Supreme Court issues new judicial interpretation on ship arrest and judicial sale of ships](#)」（2015年3月6日付）の和訳です。



中国は、伝統的に船舶の差押えについて評判の良い管轄区ではありませんが、中国への寄港を予定している場合には、今回の動きを認識しておく必要があります。本稿では、中国において船舶差押えが増加する可能性があることを踏まえて、中国海事法院（裁判所）における船舶差押えと売却手続きについて解説します。

以下は、中国最高人民法院が2015年3月1日に公布した新しい司法解釈<sup>1</sup>に関する解説です。この新しい司法解釈（以下、「同解釈」といいます）は、船舶の差押えと司法売却に関する複数の問題を取り扱っています。

### 差押えに対する逆担保の提供

中国では差押えの際に請求者が逆担保を提供することは珍しいことではありません。1999年の海事訴訟特別手続法（SMPL 1999）<sup>2</sup>の第76条では、逆担保の金額は、差押えによって船舶を差押えられた側の当事者に発生する推定損失額と同額とすると規定されています。これに関する中国の海事法院の実務慣行は、年月が経過するにつれて、ケースごと、あるいは裁判官ごとに対応が異なるなどしてばらつきが生じています。例えば、逆担保の額として、用船料の30日分とされたケースもあれば、船舶差押えの請求額と同額であるケースもあるといった状況です。

同解釈の第5条では、担保金額の算出に際して以下の根拠に基づくことを規定しています。

- 差押え期間中の船舶の保守費用
- 差押えから生じる不稼働損失
- 船舶を差押えられた当事者（被請求者）が船舶解放のための担保を提供する際に要する費用

これは、SMPL 1999の適用に関連する2003年の最高法院の司法解釈の第24条に規定されている、不当な差押えに起因する損失の査定に使用される根拠と同じものです。<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> 「船舶の差し押えと司法売却の取扱いにおける法の適用に関する諸問題についての最高人民法院の解釈 No.6 (2015)の規定」のWang Jing & Coによる[英訳](#)  
新解釈への[リンク（中国語）](#)

<sup>2</sup> SMPL 1999への[リンク（中国語）](#)

<sup>3</sup> SMPL 1999の適用に関連する2003年の最高法院の司法解釈への[リンク（中国語）](#)

ただし、以下の要素は明確にされていません。

- 差押え期間中に実施する保守の水準
- 差押え中に適用される用船料率
- 担保費用の範囲。実際には、海事法院はこれまで、被請求者が銀行保証の提供に際して支払い義務を負う手数料のみを含めてきました。

さらに、差押え申請が行われた時点——つまり、逆担保が査定される時点——では、被請求者は、保守費用、用船費用、担保費用に関して提出された証拠に対して異議申し立てや反証を示す機会も得られません。とはいえ、船主は、当初の逆担保額では、差押えが不当であった場合に被ることになる損失を十分に埋め合わせることができないことを示せる場合には、担保額の増額を求めることができます。

第5条には明確化されていない事柄が残るものの、従うべき算出根拠は規定されていると言えます。

逆担保に関しては、第4条にも規定があります。そこでは、海上での負傷に関する請求や船員の役務契約に関する請求に係る差押えの場合、海事法院は逆担保を要求しないことを決定できることが規定されています。

#### 同一船舶の重複差押え

同解釈の第2条では、複数の請求者が同一の船舶をそれぞれの請求の担保として差押えることを認めています。さらに、請求者が差押え申請のみを行って司法売却の申請を行わなかった場合には、差押えを申請する後続の請求者は、SMPL 1999の第28条に従って船舶の司法売却を申請することができます。

ただし、同解釈は、船舶差押えを行った各請求者に、それぞれの請求の全額に相当する逆担保を提供する義務があるか否かについては触れていません。

#### 司法売却とその手順

船舶の司法売却に関してはいくつかの規定があります。

- 第11条では、船舶の司法売却は船舶競売委員会（SMPL 1999の第34条に従い、通常3名ないし5名の裁判官、競売者、検査官から構成される）によって行われると規定されている。
- 第13条では、競売が2回不調に終わった場合、船舶の売却価格を引き下げることができるものの、評価額の50%を下回ってはならないと規定されている。
- 第14条では、値下げ後も船舶の売却が成立しない場合、裁判所が価格を評価額の50%未満に引き下げることができると規定されている。ただし、登録債権者の請求の3分の2以上に相当する債権者による同意を得ることが条件となる。それでも売却されない場合には、裁判所は船舶を差押えから解放することができる。
- 第16条は、債権者に対して、裁判所による初回競売の発表後60日以内に請求を登録することを要求している。

#### 逆担保の解除

過去において、逆担保の解除や返却に関する中国海事法院の実務慣行は請求者に懸念を与えるものでした。例えば、請求が結審した後も、被請求者から不当な差押えであるとの申し立てがあった場合の担保として、最大2年間、逆担保が返還されない可能性があります。

その点、同解釈の第6条は、おそらく請求者から歓迎されるでしょう。同条では、下記のいずれかの場合、逆担保を請求者に速やかに返却することが規定されています。

- 被請求者が同意する場合。
- 被請求者が請求の責任を負うことおよび裁定額が担保金額とほぼ同額である旨を認める有効な司法文書による裏付けをもって、請求者が返却を要求する場合。

加えて、請求が最終的に確定した場合、請求者は海事法院に対して担保の返却を求めることができます。海事法院は、被請求者に対して差押えの不当を申し立てる期間が30日間あること通知し、その間に申し立てがなされなかった場合、担保は請求者に返却されることとなります。

### 裸用船船舶の差押えと司法売却

SMPL 1999 の第 23 条では、裸用船者が海事請求に責任を負い、差押えの時点で船舶が裸用船契約下にある場合には、請求者が船舶の差押えを求めることを認めています。ただし、差押えに続き、請求者が船舶の司法売却を求めることができるか否かは明確化されていませんでした。

同解釈の第 3 条においてこの点が解消され、請求者には、裸用船者が責任を負う海事請求の補償として船舶の司法売却を求める権利がある（SMPL 1999 の第 29 条に基づく）と規定されています。

この条項により、船主は過失がないにもかかわらず所有船が司法売却の対象とされてしまうおそれがあります。このことは、船舶購入の資金調達のために裸用船契約を結んでいる船主にとって重大な影響を及ぼす可能性があります。

### その他

第 7 条では、船舶の差押え中も船主または裸用船者が引き続き船舶の管理を担当することが規定されています。管理を怠った場合には、海事法院が、請求者または第三者を船舶の管理者として指名することができます。その場合、管理費は船主または裸用船者が負担するか、船舶の司法売却代金から支払われることとなります。

第 9 条に従い、海事法院は、「客観的な理由」で船舶差押えが実行できなくなった場合は、差押え命令を終了させなければなりません。ただし、「客観的な理由」とはどのようなものかは定義されていません。船舶が中国海事法院の管轄区域内に存在しない場合や、船舶が全損となった場合が、該当するものと想定されます。

同解釈によって、中国海事法院による差押えや司法売却に関する実務のばらつきは少なくなるはずですが、しかし、差押え船の船主が破産に陥った場合は海事先取特権よりも優先されるのかなど、SMPL 1999 で不明であった点のいくつかは解消されずに残ったままです。それでも、この新解釈は、海事法院や海事請求の関係者からは概ね好意的に受け取られるものと思われます。

本稿は Wang Jing & Co による新解釈の英訳をベースに作成されたものです。元の文書は[こちら](#)からご覧いただけます。

この Gard Insight の記事に関するご質問やご意見は、電子メールにて [Gard Editorial Team](#) 若しくは[ガードジャパン](#)までお送りください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「China's Supreme Court issues new judicial interpretation on ship arrest and judicial sale of ships」からご覧になれます。